

我等五十系の官業労働者が多年吾等の相互扶助機関たる共済組合の根本的改造を絶續して来たのはその組織の内容に於て餘りに欠陥の多いが故である。

見よ、官業共済組合が其の本質に於て法律上の人格を缺如せられたり近代稀ある封建專制のものであることは言ふまでもないが、甚だしくに至つては組合資金の過半以上を我等が負担し居るに拘らず吾等を以て一切機関の圏外に立たしめ組合員の意思が毫も認められ居ないと言ふことは吾等が絶對に首肯し能はざる所である。

茲に於て我等は我等の技術を最も有効ならしむるため必然的に共同の利益の上で金官業労働組合が一斉に起つて其の所信断行のため敢然として此処に協議會を開き吾等の意思圖を決議し敢て当事者の三省を促す所以である。

大正十五年九月二十六日

共済組合対策金官業労働組合協議會